

「国等」という規定をいたしておるわけでござりますが、この「国」の中には行政府でございます。ところの政府はもとより、参議院、衆議院、最高裁判所、会計検査院をも含めておるわけでござります。そういう「国」のほかに、公共企業体とそれから公社、公共企業体と公団、事業団等の政令で指定するものをこの法律の対象とするといふことになつておるわけでござります。

次に第三条でございますが、「受注機会の増大の努力」、その義務をこの第三条で国等に対しまして課しておるわけでございまして、これは第1点は、先ほど御説明申し上げましたように、中小企業基本法の趣旨を受けまして、国等は、「国等の契約」を締結するにあたりましては、「中小企業者の受注の機会の増大を図るように努めなければならぬ。」という努力義務を人原則として打ち出しておりますというのが第一点でござります。それから第二点といったましては、この場合において、協同組合等の「組合」を国等の契約の相手方として活用するように配慮しなければならない。といふ配慮規定があるわけでございますが、これまでもいろいろ組合といふものがそれに参加をするという事になりますならば、個々の業者ではロットの小さいものしか受注ができないわけでござりますけれども、組合単位になりますと、ロットの大きいものに対して受注ができるということにもなりますので、組合を積極的に活用していくといふ趣旨でござりますが、一方において組合といふものもいろいろございまして、やはり共同受注体制等が整つておる組合ということが必要でございます。それで、その面における指導といふもの、国の指導といふものも必要になつてくるかと存ずるわけでございます。それから第三点でございますが、これは「予算の適正な使用に留意しつゝ」という留意規定がここに規定をいたしてあるわけでございまして、政府原案といったましては、「予算の公正かつ効率的な使用に留意しつゝ」というふうに

規定がしてあつたわけでござりますが、衆議院に
おきました、この「公正かつ効率的な」というの
を「適正な」というふうに修正をいたされたわけ
でござります。ことに留意規定を書きました趣旨
でございますが、この法律全体のたてまえが、私
どもいたしましては、中小企業者のために受注
の機会を増大してあげるという大きな方針のもと
にこれを推進していく体制を整えておるわけでござ
りますが、たとえば第四条におきまして方針を
作成し、第五条におきまして実績をチェックし、
第六条におきまして、その間においてふくあいな
点がございますならば、強力に発注官庁に対して
要請をするというふうな、相当この点におきまし
ては前向きの体制をとつて推進をするわけでござ
りますので、その際におきまして、やはり足元を
忘れてはいけないぞ、脚下を照顧しなければいけ
ないというふうな意味におきまして、会計法の大
原則でござりますところの――やはり国民の血税
を使いまして発注をいたすわけでござりますの
で、できるだけ中小企業者からも良質廉価なもの
を、会計法の大原則に準拠いたしまして納入をさせ
なければいけないというふうな留意規定をここと
に規定をいたしたわけでござります。

ふるに考えておるわけでござります。で、この留意規定に基づきまして、会計法上許される限りの受注機会の増大の努力ということを国等といたしましては努力をしていきたいというふうに考えておるわけでございます。

次に、第四条でございますが、「(中小企業者に関する国等の契約の方針の作成等)」でござります。これは第三条の受注機会の増大の努力義務、これを具体化する一つの方針でございまして、国は毎年度、国等の契約に関しまして、中小企業者の受注の機会の増大をかるための方針を作成するということになつております。この方針の内容でございますが、これは二つございまして、第一は、国等の契約を行ないます場合に、中小企業者向けの発注機会を増大するためのその努力目標を第一に定めるわけでございまして、衆議院の附帯決議にもござりますように、「中小企業者に関する官公需契約の方針を作成するにあたっては、官公需契約の総発注量に占める中小企業者の割合等を明示すること。」といふ附帯決議もございまして、そういうふうに努力目標を明示をいたしたというのが第一でござります。それから第二」といたしましては、そういう努力目標を達成する場合の受注の機会の増大のための施策のいろいろな方向をこの方針の中に盛り込みまして、会計法の運用を緩和するといふふらなものも含めまして、裏づけとなる施策の方針といふものもこの方針の中にきめるということにいたしたいと思っておるわけでございます。この第二項、第三項はその手続的な規定でございまして、中小企業の所管大臣であるところの通商産業大臣があらかじめ各省各厅等の長に協議をいたしまして、その方針の案を作成して、閣議の決定を求めて内閣全体の方針といたしまして、これを決定するということにいたすわけでございますが、その決定をいたしました方針につきましては、通産大臣は遅滞なく方針の要旨を公表するということになつております。

それから第五条は、「(国等の契約の実績の概要の通知)」でございまして、各省各厅の長等は、

の決定あるいは要請ということに努力していきました。いろいろふうに考えておるわけでござります。

以上、補足説明を終わらせていただきます。

○理事(豊田雅幸君) それではこれより質疑に入ります。

質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○小柳勇君 まず第一に、大臣に御質問いたしま

す。

大臣は、この法律案の提出について非常に熱心で、事務当局を督励して、また関係各省庁を説いて提案に踏み切られたと聞いておりまして、その努力には敬意を表するものであります。しかし一面から言いますと、社会党は官公需の法案を提出したのは三十九年の三月であります。もう二年前にこの法律を出しておつたのであります。したがって、その意味ではおさきに失するとも言えるし、ことに、ことしに入りまして、提出予定法案の一覧表の中にはこの法律は入っていなかつた。それで取り急いでこの国会に提出し、成立間近になつておるといふことは、さすがに三木大臣であると感銘いたしておるのであります。

そこで、その提出された法案の内容を見ますと、非常に抽象的で具体性を欠いておる。それから關係各省庁、官庁の今後の努力にまたなければ、文章では書いてあるけれども、実現不可能な面も多々あるように見受けられるわけであります。中小企業の主務大臣たる通産大臣の決意と努力によってこの法律が生きもし死にもする。今後のですね。そこで、非常な熱意を示された三木大臣の決意と方針が今後のこの法律を生かすか殺すかということになりますから、この法律を審議するにあたりまして、まず冒頭大臣の御決意のほどを聞いておきたいと思うわけであります。

○國務大臣(三木武夫君) これは小柳さんの御指摘のとおり努力しなければならぬという精神規定みたいなものが多いことは事実であります。しかしながらこういう法律が成立をしたならば、国及び公社、公団等などが物資、役務の調達をする場

合に、この法律があるわけですから、頭の中で一

ん考えて、中小企業の受注の機会の増大の余地はないかということを考えてみると、ということは相

当な私は意義を持つ。政府が毎年やはり方針を立てて国会に報告の義務を持つておる、そういうこ

とでござりますので、これは画期的な意義を持つておる。これはただ法律をつくったといふことで、受注の確保がなかなか成績があがらないというこ

とにれば、国会の御批判もきびしくなるでしょ

うし、そういう意味において、規定は精神規定であるけれども、持つておる政治的な意義といふものは非常に高いものが私はあると考えております。

しかし、これは運用といふものが非常に大事であります。運用いかんによってこの法律の精神をどこまで生かされるかという問題がかかるておりますので、いま言われたように、私はこういう不

況の中につて、中小企業の苦境の状態なども考

ります。それで、運用いかんによつてこの法律の精神をどこまで生かされるかという問題がかかる

ますので、いま言われたように、私はこういう不

況の中にあって、中小企業の苦境の状態なども考

ります。それで、運用いかんによつてこの法律の精神をどこまで生かされるかという問題がかかる

ますので、いま言われたように、私はこういう不

そこで、もう少し基本的な問題ですが、中小企業が官公需の受注を確保するということは、日本の全体の受注総量と大手企業と中小企業との比率がアンバランスであるから、せめて官公需を政府が規制することによって中小企業を生かそうとされるとおるのか、あるいは野放しに置けば、もう大手企業だけに官公需も民需も一切が片寄つてしまつて、中小企業はますます格差がひどくなるか

らこういう法律をつくられるのか、その点どちらですか。

○國務大臣(三木武夫君) これは、もちろん官公需だけで中小企業の需要の拡大をはかるというそれがものではない。しかし国とかあるいは公社、公団とかいう国家的な機関は、これだけ中小企業の問題に対して政府は心を配つておるわけでありますから、したがつて、これは中小企業の役務、物資といふものが質が悪くて値段が高いといふ、そういう会計法上の特例を意味するものではないわけでありますから、したがつて、これは中小企業の役務、物資といふものが質が悪くて値段が高いといふ、そういう会計法上の特例を意味するものではないわけであります。そういうことによつて中小企業自身も製品、役務などに対して今後くふうを加えられていくでしようし、一方また国の機関としては当然のことではないかといふことで、こればかりで中止企業の需要が確保されるといふわけ

して、これがただ政府が力を入れている中小企業に対して、需要をできるだけ拡大していくこうといふことは、当然のことではないかといふことで、こればかりで中止企業の需要が確保されるといふわけ

してこれがただ政府が力を入れている中小企業に対して、需要をできるだけ拡大していくこうといふことは、当然のことではないかといふことで、こればかりで中止企業の需要が確保されるといふわけ

どんどん競争が激しくなりまして、大企業の設備投資、中小企業の設備投資、その比較及びその回転率、生産量から見まして格差が非常に激しくなつた。したがつて、民需とか官公需とかいわないとで中小企業の生きる道がなくなりつづつたといふことは一つの事実ですね。だからそういうことですから、まずこれはもう官公需といわず民需といいます。私どもは議員として今後のこの法律の行く

ところは、もう少し基盤的な問題ですが、中小企業が官公需の受注を確保するということは、日本の全体の受注総量と大手企業と中小企業との比率がアンバランスであるから、せめて官公需を政府が規制することによって中小企業を生かそうとされるとおるのか、あるいは野放しに置けば、もう大手企業だけに官公需も民需も一切が片寄つてしまつて、中小企業はますます格差がひどくなるか

らこういう法律をつくられるのか、その点どちらですか。

○國務大臣(三木武夫君) そのように御理解願つておられぬのであります。この法律が出来ますと、おおむね各分野において中小企業の需要を拡大していくことと統々そういう各省庁から通達などが出来るものと理解いたしておりますが、その点いかがでございましょうか。

○國務大臣(三木武夫君) 建設省は建設次官通達を出先機関に

出しまして、昨年も官公需受注確保の手続をとつております。ところがその他の省庁、公団、公社などは、その種の書面などを、私不勉強で承知しておらぬのであります。この法律が出来ますと、おおむね各分野において中小企業の需要を拡大していくことと統々そういう各省庁から通達などが出来るものと理解いたしておりますが、その点いかがでございましょうか。

○國務大臣(三木武夫君) そのように御理解願つておられぬのであります。この法律が出来ますと、おおむね各分野において中小企業の需要を拡大していくことと統々そういう各省庁から通達などが出来るものと理解いたしておりますが、その点いかがでございましょうか。

○小柳勇君 原則論をいいますと、資本主義社会

ですから自由競争ですね。だから、大企業が弱肉強食的に伸びていて、中小企業と競争しておる

ところは、組織的にもその力 자체が違いますから、どうでしょう。特に私ども心配しておつた

のは、池田内閣の高度経済成長政策で設備投資が

○國務大臣(三木武夫君) 私は民需にそういう規制を行なおうという意図はありません。それは自由経済の原則に反することですね。やはり官公需に

対して、これは政府の意図というものがその需要確保に対してはある程度実行の場合に反映できるわけでありますから、官公需の需要確保についてできるだけそういうものの発注の場合に中小企業といふものを頭の中に入れなければいかぬ。それは大企業のほうが製品にしても名前も通つてます、役所の場合でも実際中小企業の場合よりも。

中小企業のことを考えなければ簡単ですよ。大企業のものを買っておれば、名前も通つておるし、いろいろ問題も起らぬかも知れぬと、こういうふうなことになりがちでありますから、そういう意味で一へん頭の中で中小企業を考えてみて、もう一度同じようなものだったら中小企業を使えばいいではないか、こういう立法の精神が官公庁の物資、役務の調達の場合に、こういう法律があればいいであります。このことが需要拡大を促進するであろうということとこれを出したわけですが、そのあつてほしいけれども、これはいろいろ国会で報告したり、計画も立てなければならぬということで、相当これ自体が精神規定というようなものでありますけれども、これの需要の拡大に対しでは相当国会に対する責任を持つておるわけですから、こういう法律を出しておいても官公需で報告したり、計画も立てなければならぬといふことだつたら、そういうことではまだ政治的にも許されない。そういう意味で相当この政治的な意味を持つておるのであるが、一つの大きなさざなになつてほしいというのが立法の精神でござります。

○小柳勇君 そのままおつておけば、小規模企業は注文を取る能力も持たません。組織も非常に貧弱ですから、自然とこれは淘汰されていくのですね、自然淘汰される。そういう大きな中小企業育成策、保護政策といふものはこの法律には考え

てない。ますその次、第二義的に官公需だけでも政府が責任を持つて中小企業に発注を確保させるのだと、こうしたことでござりますか。

○國務大臣(三木武夫君) それはほかの中小企業対策の中で——中小企業が零細なものでは自然に倒れていくといふ、そういうふうには私は見てない。中小企業は中小企業として生きていく分野といふものばかりである。これは永久に生きる。中小企業は規模が小さいということによつて、かえつていろいろな経営の管理の面においても、大企業よりもすぐれておる面もありますから、中小企業の零細なものは必ずつぶれるのだという前提は、小柳さんのような考え方ではない。

【理事豊田雅孝君退席 理事赤間文三君着席】

これを生かすためには、こういう需要確保といふ面では、政府の影響力を持つておる国及び公社、公團等にこの法律の適用を考えてこう立法措置をしたが、民間のほうはもつとやはりそれでは、零細企業に對しては、中小企業対策という面でそういう人たちが今後安定していけるような政策を考えたい。これはあくまで官公需の場合だけを対象とした法律であるということでござります。

○小柳勇君 そういたしますと、官公需といふものの中の分析が必要になつてまい。たとえば協同組合とか農協団体とか、衆議院でも若干問題になつておるようですが、この官公需といふ

ことではまだ官公需といふものの中の確保がかなり政

策を考へたい。これはあくまで官公需の場

合だけを対象とした法律であるということでござります。

○小柳勇君 そういたしますと、官公需といふものの中の分析が必要になつてまい。たとえば協同組合とか農協団体とか、衆議院でも若干問題になつておるようですが、この官公需といふことではまだ官公需といふものの中の確保がかなり政

策を考へたい。これはあくまで官公需の場合だけを対象とした法律であるということでござります。

○小柳勇君 そういたしますと、官公需といふものの中の分析が必要になつてまい。たとえば協同組合とか農協団体とか、衆議院でも若干問題になつておるようですが、この官公需といふことではまだ官公需といふものの中の確保がかなり政

策を考へたい。これはあくまで官公需の場合だけを対象とした法律であるということでござります。

○政府委員(影山衛司君) この第三条の第一項の第四号におきまして、組合を国等の契約の相手方として活用しなければならない。それから第三条の第一項の第四号におきまして、組合を政令で指定するといふことになつておりますが、これにおきましては、中小企業者の相互扶助的な、あるいは同士結合によるところの組合といふものを考へております。

○小柳勇君 そこで、いわゆる官公需といふのと

民需といふのが私の頭の中になりますが、何割何割ぐらいに考へるかということは具体的に出て、農業協同組合あるいは生活協同組合といふもののは考へていいのでござります。

○小柳勇君 そこで、いわゆる官公需といふのと民需といふのが私の頭の中になりますが、何割何割ぐらいに考へるかということは具体的に出て、農業協同組合あるいは生活協同組合といふもののは考へていいのでござります。

○小柳勇君 そのことばの中に、この法律上出しているのは官公需あるいは公社、公團と書いてある。その他組合といふことも入つておりますけれども、この官公需といふことばの中にはどういふところまで入つているのか。それから私は民需といふことばを考へておりますけれども、民需にしたつて相当大きなものもあります。組合とかあるいは何々協会などといいますと、民需のほうも相当の量の発注があるはずですね。したがつてその境目が若干論争しておかなければなりませんけれども、そういうもの今まで考へておきませんと、中小企業の大企業と同じ比率による成長発展といふものはおぼつかないのじやないかと思うのですが、将来でもい

りますけれども、官と申しますのは国でござります。それから公需でございますが、これは第二条の定義にございます。第二項の公共企業体、それから政令で指定いたしますところの公團、事業団を含みます。それからもう一つは地方公共団体でございますが、こういうふうな政令で指定いたします公社、公團、事業団につきましては、やはり国が出資をいたしておるというようなところを一つの限界にしておるわけでございまして、たとえば電力会社あるいはガス会社といふようなものも、非常に公益的な色彩を持つてはおりますけれども、これは純然たる民間会社でござりますので、それは対象にはいたさないといふくなつてゐるわけでござります。

○小柳勇君 そういたしますと、具体的な例で、たとえば農業協同組合とかそれからあるいは生活協同組合とか、こういふものはこの法律には入らない、こういうことですか。

○政府委員(影山衛司君) この第三条の第一項の第四号におきまして、組合を政令で指定するといふことになつておりますが、これにおきましては、中小企業者の相互扶助的な、あるいは同士結合によるところの組合といふものを考へております。

○小柳勇君 いまの問題でちょっと関連して大臣伺つておきたいのですが、第二条の第二項には国及び公共企業体、公社といふようなところも

入つてくると思いますが、事業体はそれでも十二分にまだまだ官公需といふものの確保がかなり政治的な意味では広がるけれども、不十分な意味でござりますと、組合を国等の契約の相手方として活用しなければならない。それから第三条の第一項の第四号におきまして、組合を政令で指定するといふことになつておりますが、これにおきましては、中小企業者の相互扶助的な、あるいは同士結合によるところの組合といふものを考へております。

○小柳勇君 そのことばの中に、この法律上出しているのは官

公需あるいは公社、公團と書いてある。その他組合といふことも入つておりますけれども、この官公需といふことばの中にはどういふところまで

入つているのか。それから私は民需といふことばを考へておりますけれども、民需にしたつて相当大きなものもあります。組合とかあるいは何々協会

などといいますと、民需のほうも相当の量の発注があるはずですね。したがつてその境目が若干論争しておかなければなりませんけれども、そういうもの今まで考へておきませんと、中小企業の大企

業といふのが考へておられるか。

○小柳勇君 いまの大臣のことばですね。この法律は、官公需の発注を中小企業が確保するといふ法律であるけれども、これだけでは中小企業はまだ十分とは言えない、そういうことを考へておられるのですね。それでわかりました、大体そ

いですが、大臣のお考へを聞いておきたいと思うのです。

○國務大臣(三木武夫君) こういう立法が出来たことが、そういう民間の会社などにおいてもいう精神といふものは、こういう法律ができると、この精神といふものはやはり取り入れられていくような傾向が私は生まれてくる。直接にこの法律がそれをカバーしておるわけではないけれども、そういうような機運といいますか、そういう傾向といふものはやはり生まれてくるというところ期待はいたしておるわけでござります。しかしこれを広く民需まで拡大するという考え方ほどいません。

○鈴木弘君 いまの問題でちょっと関連して大臣伺つておきたいのですが、第二条の第二項には国及び公共企業体、公社といふようなところも入つてくると思いますが、事業体はそれでも十二分にまだまだ官公需といふものの確保がかなり政治的な意味では広がるけれども、不十分な意味でござりますと、組合を国等の契約の相手方として活用しなければならない。それから第三条の第一項の第四号におきまして、組合を政令で指定するといふことになつておりますが、これにおきましては、中小企業者の相互扶助的な、あるいは同士結合によるところの組合といふものを考へております。

○小柳勇君 いまの問題でちょっと関連して大臣伺つておきたいのですが、第二条の第二項には国及び公共企業体、公社といふようなところも

入つてくると思いますが、事業体はそれでも十二分にまだまだ官公需といふものの確保がかなり政治的な意味では広がるけれども、不十分な意味でござりますと、組合を国等の契約の相手方として活用しなければならない。それから第三条の第一項の第四号におきまして、組合を政令で指定するといふことになつておりますが、これにおきましては、中小企業者の相互扶助的な、あるいは同士結合によるところの組合といふものを考へております。

○小柳勇君 そのことばの中に、この法律上出しているのは官

公需あるいは公社、公團と書いてある。その他組合といふことも入つておりますけれども、この官公需といふことばの中にはどういふところまで

入つているのか。それから私は民需といふことばを考へておりますけれども、民需にしたつて相当大きなものもあります。組合とかあるいは何々協会

などといいますと、民需のほうも相当の量の発注があるはずですね。したがつてその境目が若干論争しておかなければなりませんけれども、そういうもの今まで考へておきませんと、中小企業の大企

業といふのが考へておられるか。

○小柳勇君 いまの大臣のことばですね。この法律は、官公需の発注を中小企業が確保するといふ法律であるけれども、これだけでは中小企業はまだ十分とは言えない、そういうことを考へておられるのですね。それでわかりました、大体そ

けですから、質問してまいりたわけです。

したがって、将来官公需だけではなくて、民需のほうでも、やはり大企業と比較をして、それだけ保護せよというわけにはいきませんけれども、大企業と比較をして保護されるべきである。しかる後において、またさらに具体的な方策といちらものを考えていかなければならぬと、こういうことで確認しておいていいですね。

○國務大臣(三木武夫君) これは、立法措置は講じないけれども、常に中小企業のための受注確保の努力は、これはわれわれとしてやらなければならぬ。それは中小企業対策として、今後そういうことは推進していく考えでございます。

○小柳勇君 わかりました。指導については、通産省も各方面にやっておりますからわかりますけれども、やはり立法措置でやりますと具体化しないのですね、指導といふものが、だからここに法律案が出ているわけだとさいましょうから。そういうことで次の問題に進めてまいりますが、ほかに基的なものもありますが、ここに衆議院の修正がなされた問題がありますから、これは大臣から御決意を聞いておきたいと思うのです。ただいま長官の補足説明の中で、ただいまの第三条の説明を長々とやられました。その中に、中小企業者の自主規制——自主的にみずから努力をして、みずから製品をよくしていくんだ。——そういうのもそれはもちろん当然のことですけれども、この第三条の「受注機会の増大の努力」という、この第三条の中では、長官がはつきりそういうことを補足的に説明されると、少しこの法律改正を拡大し過ぎはせぬかと思うのです。だから、さつきのところをもう一回、この第三条を補足説明してください。その上で質問しましょ。

○政府委員(影山衡司君) 第三条の補足説明におきまして、「予算の適正な使用に留意し」という留意規定につきまして御説明いたしたわけでござりますが、この留意規定は、先ほど申し上げましたように、第三条、第四条、第五条、第六条と相当積極的な体制を示しまして、受注機会の増大の

努力を政府、国全体としてもやるわけでございま

すが、そういう際に從来も会計法の原則といったましても、高くて悪くとも、これをこの官公需の法律に従いまして、中小企業者に発注するというのではないというこの会計法上の大原則の留意規定をここに書いてあるわけでございまして、それが「予算の適正な使用」ということになるわけでござります。そういう留意規定がここに書いてあるということでおきます。

○小柳勇君 原稿を読んでおられると思つたのですが、原稿を見なかつたのだけれども、あとでまた速記録を調べます。聞いておりましたら、この第三条の補足説明は、そのうちに三分の二くらいのウエートを置いて説明をされたようですから、ちょっとと拡大解釈になるような気がしたのです。これがはあとで速記録を見てから質問します。

そこで、この衆議院の修正がなされておるわけです。で、この修正案の趣旨説明で板川正吾議員が、官公需の契約についてはずれも法令に基づいて運用されており、これら法令の基本的な考え方方は予算の執行の適正を期することにある。この法案の第三条の「予算の公正かつ効率的な」という字句は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に使用されているものであり、会計法などにおける予算執行の適正という基本的な考え方方に当然含まれておるもので、したがつて、あえて本法案において「公正かつ効率的」という字句を使用することは、かえつて中小企業者への発注が制約されるように解釈されるおそれがありますので、「公正かつ効率的」を「適正」に改めることが妥当と思われる、と述べておるのであります。

私どもこの修正は右のおそれを解消するものであると受け取つておるのであるが、この法律を運用する立場にある通商産業大臣として、この修正をいかに受け取り、どのような心がまえで運用しようとするか、お聞きしておきたいと思います。

○國務大臣(三木武夫君) これはまた「予算の公

正かつ効率的」といつて、あまり念が入り過ぎておきましたので、このことが会計法上の逃げ口上になつては、この立法の精神に合いませんので、修正の「適正」というほうがわれわれ考えて見ておいたしたものでございます。

○小柳勇君 そこで、大臣の考えはわかりましたから、さつきの長官の補足説明は、あとで速記録を見て、もう少し私はそれによつて質問しておかぬと、中小企業者の自主的意欲の發展の方向に、これもうんと意欲が起つておりませんと、いまのような少し今度は大臣の考え方になるのじやないかと思つたので、原稿があれば原稿を見ればいいのですが、原稿がないようだから、あとでこれはまた次の機会に質問します。

それで、この法律の中のほうに入つていく前に、もう一つは、こういう法律をつくたら、どのくらいいしたら小さい企業者がこういう法律があるといふことがわかると理解しておられるか。現在の中企業者などはもう仕事をとつて、金繕りをして、それを完成することで精一ぱいで、なかなかこの政策で法律がここにできました。ひとつお役所に行つて仕事をあらひなさいというわけにはまいられないでしよう。こういう内容の法律ができるた

と、それを実現するには、政府のほうは出先機関にしやべらせねわけでしょう。こういう内容の法律ができるた

と、それを実現するには、政府のほうは出先機関にしやべらせねわけでしょう。こういう内容の法律ができるた

と、それを実現するには、政府のほうは出先機関にしやべらせねわけでしょう。こういう内容の法律ができるた

るということで、やはりこれを受け入れるとい

ますが、自動的に受け入れ得るような体制を整備しなければいけませんから、そういう組合の結成などという問題もある。だからできるだけそういうものを短期間の間にお役所ばかりではなくして、民間の協力も得て、こういう政府の施策の意図というものが浸透できるように努力をしたいと思つております。案外こういうものには自分の利害に

も結びついていますから、そろこれは何年もかかる、さつきの長官の補足説明は、あとで速記録でございますが、でき得ればこの法律が成立をしたらすぐ適用してもらつて、すぐ各地方がその方向で動くことが望ましいわけです。この法律の第四条でも、ちゃんと契約の方針を作成すると書いてあるが、これは成立しましたらすぐ実施されるでしょうが、各省庁との連絡、お話し合いはどうなつておるのでしょ。

○政府委員(影山衡司君) この法律を早急に成立させていただきまして、直ちに、内々はすでに連絡もいたしておりますけれども、担当局長をもつてする連絡会議を開いておる次第でありますて、方針を進めておる次第であります。

○小柳勇君 そうしますと、もうことしの上半期の公共事業からこの法律の趣旨は生かされてまいり、こうしたことでいいですね。

そこで関連いたしまして、地方公共団体のほうの公共事業からこの法律の趣旨は生かされてまいり、こうしたことでいいですね。

○政府委員(影山衡司君) これは自治省を通じてお願いするわけであります。昨日も全国の都道府県商工部長会議を開いた席上におきましたが、地方公団体との話し合いはどういうふうに進んでおりますか。

企業者といふものは自分の商売で、需要の拡大といたることは、鋭敏ですから、案外こういふものといたものは渗透するのではないかとおもふ。お役所ばかりでなく、商工会とか商工会議所、そういう民間の団体も使って、こうしたことになつてお

されは、この法律があるからこのとおり頼みますといふだけの事であります。そういうふうな実態をもう少し把握しなければならぬから、あとで私は委員長に参考人の招致をお願いしたいと思っておりますけれども、中央、たとえば東京におけるのだけれども、地方の業者などはほんとうに金線で会合を組んでいます。そういう業者は案外早いんですね。業者の中央会合からすぐ指令が行きますし、そういう会合で勉強会としていますが、地方の業者などはほんとうに金線で会合を組んでいます。その業者の代表をここにひとつ参考人として来てもらいたい。それぞれ代表者の意見などをやはり速記録に載せておいて、そういうものをひとつ通産省としても指導の中に入れてもらう。声として聞いてもらいたい。そういう点も私はあとで委員長にお願いしたかったのですが、それが出来ない限りは、この法律をつくらるべきときに通産省としては現地のそういう声、あるいは九州とか北海道とか、あるいは中国でもいいですけれども、そういうふうな現地の業者の声をどういう会合なり機会に把握しておられるか、聞いておきたいと思います。

規定になつてしまらうというような気がいたしますから、具体的な数字を少しあとで集めまして、出してもらつた参考資料を見ながら、もう少し具体的な討論をしていきたいと思います。

大臣にもう一つ、この間これは石炭委員会に参考人にもう一回来てもらつたとき問題になりました歩留み両建ての問題、それから手形が長過ぎるといふような、これはここで官公需発注と直接関係ございませんけれども、仕事をするといふのが目的でありますから、だけれども、注文だけ取つてもしょうがないし、あと金払いなどについても、いま一段の配慮をしていただきませんと、せっかく注文だけは取りましたけれども、仕事はできぬということになりますはせぬかと思います。入札保証金などは百分の五のように書いてございますけれども、あるいは小規模事業では入札契約金すらくめんしくよくやるものもありましよう。あと支払いなどは十分分配感し、あるいは銀行からの金融なども、これと同時に配慮してもらわなければならんと思います。それについての大臣の見解を伺いたい。

○國務大臣(三木武夫君) 支払いの点は官公需の場合、これはもう促進をいたします。そうでなければ、せつからくこういう受注の機会を増大しようとしても、支払いの点で非常に支払いが遅延するということでは中小企業のためにといふこの法律の精神に反するわけでございます。しかし、民間のほうは御指摘のように歩留み両建てなどを名前は変わつたけれどもやはり行なわれているし、それから手形の期間も長いし、こういう面について今は中小企業の面においてこれはかなり重要な課題だと思いますので、従来もいろいろな方法を講じて、そういうことに対応してメーカーなどに対しても、そういうことを支払い遅延防止法の精神に沿つていろいろやつておりますけれども、十分だとは私は思つてない。この点は今後何らかやはりもつとそういう問題については、できるだけそういうことが解消できるような方法といふものは考えてまいりたいと思っております。

○鈴木一弘君 大臣、第二条のところの問題なんですが、第一号は製造業その他の関係だと思います。第二号は商業、サービス業が入っている。ほど統計を出されて、アメリカは八点多、日本は三四点である。おそらく官公需が窓口になるのは商業等が多いだろう、こういうことになると想いますが、中小関係はそなりますと、大企業製品を扱っているながら、実際は中小企業の統計に入っているということとも考えられる。そこで商業のほうの窓口に買われる場合に、中小企業の製品というもののに重点を置かれていくようにしていかないと、ほんとうの官公需の需要をせっかく確保いたしましても、内容としては大企業に片寄つていくという心配も出てくるわけです。その点についてのお考えを承っておきたいと思うのです。

○政府委員(影山衛司君) この法律の対象となります中小企業者は、商業の場合につきましては、中小企業商社といふものを直接の対象にいたしておりまして、場合によりましてはその中小企業商社が扱っている部品が大企業製品であるということもあります。これにつきましては、この法律の精神にのっとりまして、実績等をチェックする場合によく内容を検討いたしまして、できるだけ中小企業製品といふものが受注をされるという方向に指導をしていきたいというところでございます。

○向井長年君 大臣、非常にいわゆる前向きの法律でけつこうだと思っているのですが、具体的な問題はいざなまた質問いたしますけれども、現状、この官公需に対しては、これは事務的にどのくらいのペーセンテージがいま現状として発注されているのか、こういう問題をつかんでおりませんか。それからもう一つは、一応官公需といふ立場からこの法律が出ているわけなんですが、公共企業がありますね。特に公益事業、こういう問題、これの範疇には入らないと思いますけれども、そういうものに対してもこういう方向で指導するのか、しないのか、この点ひとつお伺いしておきたいと存ります。

○國務大臣(三木武夫君) 三十八年ですか、四三、八という中小企業のこれは、地方の公共団体を含んでるわけでございまして、これは将来幾らといったパーセンテージをきめるわけにはいきませんので、計画を立てるとき、方針をきめるときには、毎年やつぱりどの程度まではこれを拡大したいという目標は掲げたいと思つております。それからこの法律は官公需だけに限つてでありますので、この法律を少なくとも公営企業まで拡大しようという考えはありませんが、この法の精神に従つて中小企業の需要を拡大できるような指導は行ないたいと考えております。

○理事(赤間文三君) それでは、本日はこの程度で散会することにいたします。

午後零時二分散会

第十八号中正誤

ペシ 段行 誤	正
一 三終わり 四から五 そなら 現に	それから 現状に
二 三終わり 五 現に	

第二十一号中正誤

ペシ 段行 誤	正
一 三終わり 三はやり	やはり
二 三終わり 五電導性	伝導性

第二十二号中正誤

ペシ 段行 誤	正
一 三千里兵衛	千里丘陵
二 三千里兵衛	

第二十号中正誤

ペシ 段行 誤	正
一 三終わり 三世界	世界も
二 三終わり 三通産大臣	通産大臣
三 三終わり 三世界	世界も
四 三終わり 三通算法	計算法
五 三終わり 三民間社会	民間会社
六 三終わり 三やいり	やはり
七 三終わり 三ういう	どういう
八 三終わり 三炭鉱	探鉱
九 三終わり 三日本工礦工業生産	日本の鉱工業生産
一〇 三終わり 三日本工鉱工業生産	
一一 三終わり 三従事	従業